

障害者就業・生活支援センター職員研修（主任、担当者、就業支援スキル向上）の 受講決定にかかる手続きおよび優先順位の考え方

・申込数が定員を超える場合は、以下により、受講決定を行います。

○障害者就業・生活支援センター主任就業支援担当者研修及び就業支援担当者研修

いずれの研修も障害者就業・生活支援センターでの実務経験の年数が短い方を優先とします。なお、就業支援担当者研修は申込数が定員を超えることが多いため、次の優先順位の考え方及び手続きにより受講決定を行います。

・担当者研修

1 優先順位の考え方

優先順位 1 就業支援担当者であって、国の経費で委託されている方

優先順位 2 就業支援担当者であって、国の経費で委託されていない方

優先順位 3 生活支援担当者であって、国の経費で委託されている方

優先順位 4 生活支援担当者であって、国の経費で委託されていない方

※ 人件費が複数の経費から賄われている方で、国の経費が5割を超える場合は「国の経費で委託されている方」を、国の経費が5割未満の場合は「国の経費で委託されていない方」となります。

2 手続き

同一施設より複数の申し込みがあった場合、1施設1名のみ調整をします。

○障害者就業・生活支援センター就業支援スキル向上研修

1 優先順位の考え方

優先順位 1 就業支援担当者研修の修了から実務経験の年数が長い方

優先順位 2 障害者就業・生活支援センターでの就業支援の実務経験の年数の長い方

2 手続き

同一施設より複数の申し込みがあった場合、1施設1名のみ調整をします。